

日本に暮らす私たちと難民

小手川 正二郎

(國學院大学文学部哲学科)

shojiro.kotegawa@gmail.com

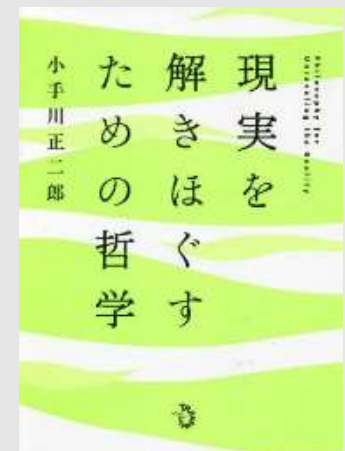
公開座談会
これからの日本で求められる難民研究とは？

自己紹介

- 國學院大学文学部哲学科教員
- 専門は、西洋近現代哲学、現象学
特にフランスの哲学者レヴィナスの思想(👉)
- 現象学(phenomenology)
私たちの日常的経験に立ち戻り、
経験する人の視点(一人称的観点)にあえてとどまって、
様々な事柄を記述し、分析する手法
- 研究の三つの柱
 - ① 身体性の現象学: 性差(男性性)、人種(「黄色」人種)
 - ② 家族の現象学: 親子関係(親になること・虐待・養子)
 - ③ 責任の現象学: 他人(難民・移民)や動物(食肉・ペット)との関係



(水声社、2015年)



(トランスビュー、2020年)

本日お話しすること

- (1) 難民研究のきっかけ
- (2) 拙論の要約＋補足(拙著より)
- (3) 問題提起

難民研究のきっかけ

- レヴィナス(E. Levinas, 1906-1995)：リトアニアのカウナス出身のユダヤ人
⇒ 1931年にフランスに帰化し、仏語で著作を発表し続けた
- 2011年3月12日の福島第一原子力発電所の水素爆発を見て
フランス留学時のホストファミリーから「いつでも受け入れる」
：自分が「難民になる可能性」
- 2016年から毎年、【応用倫理学】の講義などで、
難民支援協会(JAR)のゲスト講演をお願いすることに
- 最初に来られた講師の田村さん
これまでに3回講演して頂いた伏見さん

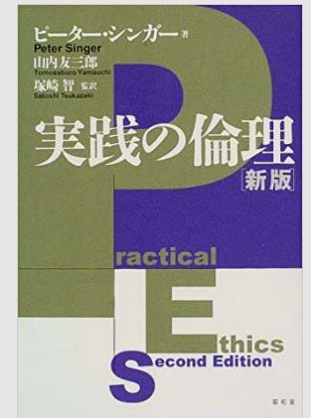
難民受け入れをめぐる思考実験

- 核戦争の影響で放射能が蔓延した地上からシェルターに避難
- 8年で放射能は地上から消える(シェルターから出られる)
- シェルターの外には、シェルターに投資していなかった人がシェルターへの受け入れを求めており、放っておくと命の危険がある
- シェルターには居住者1万人が8年生活するための2倍の物資がある

□ 受け入れに関する三つの案

- (1) 1万人受け入れる：居住者は贅沢な暮らしができなくなる
 - (2) 500人受け入れる：居住者の生活レベルは落ちない
 - (3) 受け入れない：シェルターに投資した居住者だけが住める
- ⇒ あなただったら、どれを選ぶか？

⇒ こうした思考実験に対する違和感
：難民について「研究」「議論」する際に看過されがちな点(☞後述)



P・シンガー『実践の倫理』

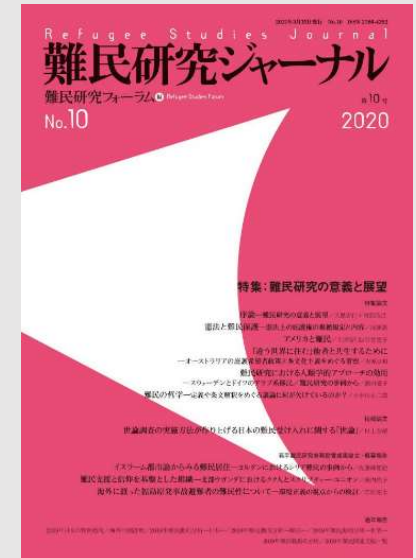
「難民の哲学」

1. 難民の定義をめぐって

2. 保護されるべき「人権」とは？

3. 難民条約の定義の解釈をめぐって
「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であること、
または政治的意見を理由に迫害を受ける」
「十分に理由のある恐怖」

4. 救済モデルの問題—「私たち」と「難民」との関係性



保護されるべき「人権」とは？

- 救済されるべき人＝「基本的人権」が侵害されている人
 - 基本的人権の侵害
＝本質的ニーズが満たされていない状態
 - 本質的ニーズ: 害悪を被るのを防ぐために必要なもの
 - 食糧 ⇔ 飢餓・栄養不良
 - 教育 ⇔ 社会的な排除
 - 食糧、身体的安全、医療、教育、移動可能性といった
本質的ニーズが侵害されているために国外に逃れた人＝難民
- ⇒ 本質的ニーズを満たせる富裕国には、
基本的人権を侵害されている難民を保護する義務がある



D・ミラー『国際正義とは何か』

難民に対する義務

■ 消極的義務 or 積極的義務？

- 消極的義務：他人に危害を加えないという義務（暴力や殺害の禁止）
 - 積極的義務：他人の利益となるよう行動する義務（手助け、寄付）
 - 難民発生国の政府：自国民への消極的義務の不履行（人権の侵害）
 - 難民受入国の政府：人権を侵害された難民を保護する積極的義務
- ＜ 自国民に対する特別な積極的義務

緊急時の救助義務との類比

■ 難民に対する義務 ≡ 緊急時の救助義務

- 命の危険がある被害者(難民)

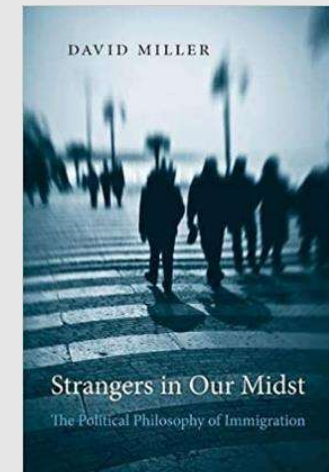


- 目撃者に課せられる救助義務(受入国)

- 自分の命や身体に危険が及ばない限りでの義務
- 時間が許せば専門機関に通報・委任できる



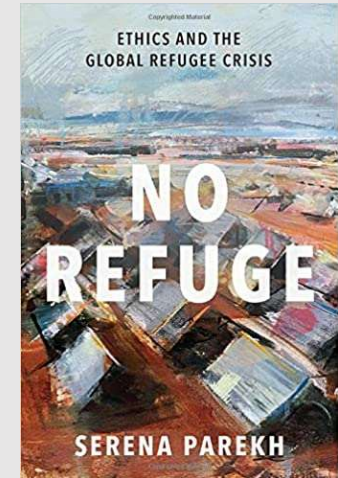
<https://www.city.sado.niigata.jp/soshiki/6003/3369.html>



「救済モデル」の問題点

■ 「救済モデル」とは？

- ① 難民発生国＝加害者
- ② 難民＝被害者
- ③ 先進国＝救済者(救助者rescuer)



⇒ こうした構図は、難民と先進国との関係性を捉え損ねる(Parekh 2020)

- 大多数の難民は先進国によって「救済」されていない
：圧倒的多数は途上国の難民キャンプにとどめおかれているか
周辺国の都市部で貧困生活を送っている

構造的不正義

- 難民キャンプにとどめおくこと：先進国の受け入れ義務の最小化
- 難民申請すること自体を難しくする措置
海上封鎖、空港での申請を認めない、難民発生国からの渡航にビザを課す、
運輸会社への罰金、etc.
⇒ より危険なルートでの密航を助長している
- 構造的不正義 (structural injustice: Young 2011)
様々な行為者や機関が、**法的・道徳的に許容可能な**目的のために
行為した結果、**意図することなく全体として**生み出してしまう不正義
- 先進国は、避難中・避難後の難民たちの苦境・危険を生み出している
「加担者」(co-contributer)
⇒ 難民に対する義務は、加害を止める**消極的**義務に近いのでは？



日本国内に目を向けると...

- 難民認定制度や審査体制をめぐる問題
 - 難民申請者の地位や入管収容をめぐる問題(小坂田ほか2020)
 - 難民や難民申請者とその家族が日本で生きていくなかでの様々な困難
- ⇒ 特定の人々の悪意や過失ではなく、法律や制度に則った個別的な対応の積み重ねが意図することなく生み出す構造的不正義
- ：日本に逃れてきた難民(申請者)たちが日本で被る苦難や危害には、日本の市民も責任を負っている

構造的不正義に対する責任

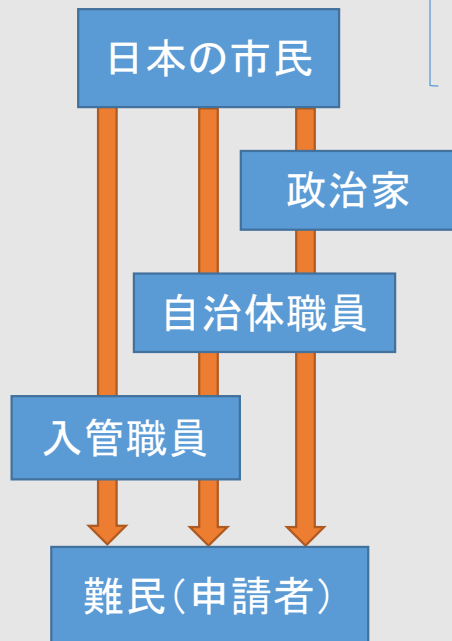
× 自分が過去になした行為のせいで生じた危害を埋め合わせる責任
：過去遡及的な責任(賠償責任 etc.)

○ 自分と不正を被っている他人との社会的なつながりのために、
不正のもととなっている制度や構造を是正していく責任
：未来志向的な責任

● 不正を生み出すプロセスに関わっているすべての人が責任を分有する
：立場や役割に応じて責任の担い方は変わってくる

● 市民の責任とは？

- 現状について知り、問題がある場合は関係機関に公的な説明を求める
- 政治家への働きかけ・法案に関する公的な議論
- NPOへの支援 etc.



責任から目を逸らす習慣

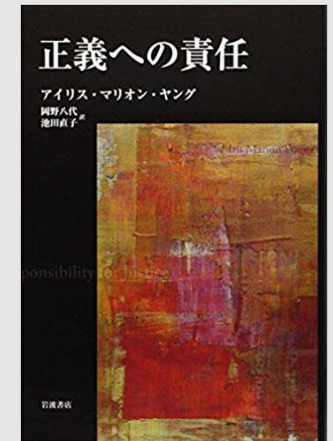
■ 人々が責任から逃れようとする四つの傾向(Young 2011)

(1)「仕方がない」—問題の物象化

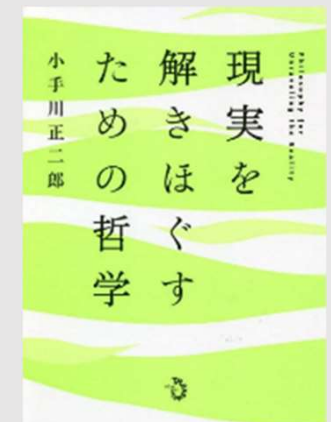
(2)「関係ない」—つながりの否定

(3)「余裕がない」—身近な人の要求

(4)「自分の仕事ではない」—自分の責務の最小化



I・M・ヤング『正義への責任』



責任から目を逸らす習慣

■ 人々が責任から逃れようとする四つの傾向(Young 2011)

(1)「仕方がない」—問題の物象化

私たちが生み出している問題を人為的には変えようのない
自然現象のような「物」とみなしてしまう傾向

⇔ 私たちが制度や法律を維持することで問題が生じている

(2)「関係ない」—つながりの否定

自分や自国と直接的なつながりがない人には責任を負う必要がない

⇔ 難民発生国と自国との様々なつながりや、
日本に逃れて生活している人々とのつながりの看過

責任から目を逸らす習慣

■ 人々が責任から逃れようとする四つの傾向(Young 2011)

(3)「余裕がない」—身近な人の要求

関心はあるし、不憫だとは思いますが、自分の家族や仕事のことで手一杯

⇔ すべてを注ぎ込まなければ、責任を担えないわけではない

(4)「自分の仕事ではない」—自分の責務の最小化

問題があるとしたら、自分がアクションを起こさなくても

「国や他の人がやってくれるはず」

⇔ 政府や国の取り組みは、国民の関心や要求に左右される

国民の無関心⇒政治家・行政の無関心

私たちの「冷ややかさ」

- そもそも不正義や責任の存在を認めない人もいるかもしれない
 - 「難民として認められないのは客観的な証拠を示せない本人のせい」
 - 「苦境にあるのは、不法な仕方で入国・滞在した人々の「自己責任」」
 - ⇒ 難民(申請者)に対する冷ややかな態度
- 冷ややかさの問題
 - (1) 他人の傷つきやすさの看過
 - (2) 自分の傷つきやすさの看過
 - ⇒ 「現実主義的」であるよりも、むしろ「現実逃避的」

私たちの「冷ややかさ」

(1)他人の傷つきやすさの看過

- 苛酷な状況下で完璧な仕方で振舞うことができなかつたり、記憶が曖昧になったりする人々の傷つきやすさを「落ち度」とみなす
⇒ どんな状況でも法を遵守し、客観的証拠を準備して行動する「理想的な行為者」をモデルに：非現実的
- 法を犯すことなく逃げてきた「純粋な被害者」としての難民像(錦田2020)：「不純な動機」を少しでももっていると「真正な難民」ではないことに
⇒ 難民に対するこうした両極的なイメージが、「難民認定されない人々がどうなっても自己責任だ」という見方を助長しているのでは？

私たちの「冷ややかさ」

(2) 自分の傷つきやすさの看過

- シンガーの思考実験の暗黙の前提
：自分は「受け入れる側」に立ち続ける(シェルターの外に出されない)
⇒「自分も難民になりうる」という可能性は一切考慮に入れられていない
- 自分や自国の見かけ上の安全性や自立に隠された傷つきやすさや依存
：原発の存在、途上国や国内の外国人労働者への依存
：日本で生きてきた数多くの難民やその子供たちの存在の無視
- 自分たちの傷つきやすさを直視できない「冷ややかさ」 ≠ 冷静さ
：難民(申請者)にすべての責任を押しつける傲慢さ
⇒ 何を「客観的」事実とみなすか、何を「考慮に値する」とみなすか
に関する私たちの見方をゆがめているかもしれない

哲学はいかに寄与しうるか？

■ 感情の合理性

- 感情は理性に対立するものではない
- 恐れ of 合理性(の判定)をめぐる議論の蓄積(Nussbaum 2004)
 - ⇒ 難民申請者の「十分に理由のあるおそれ」の解釈に活用可能(拙論第2節)
- 難民への(誤った)恐れや嫌悪感を植えつける主張の解明と批判
 - 「難民は治安を悪化させる、テロを起こす」⇒ 理に適っていない恐れ
 - 「難民申請者は嘘をついている、就労を目的としている」⇒ 嫌悪感
 - ⇒ こうした恐れや嫌悪感を抱かずに、
難民(申請者)に対していかなる共感を抱けるか？(共感はそもそも必要？)

哲学はいかに寄与しうるか？

■ 難民に対する視点のゆがみ

- 何を「客観的」事実とみなすかは、何らかの倫理的観点を前提としている
- 難民に対するいかなる見方が、特定の事実を「考慮に値しない」とみなしたり、証言を「疑わしい」とみなしたりすることにつながるのか？
⇒ 私たちの暗黙の自己認識(難民を「救済する」「受け入れる」側)と切り離せない
- 見過ごされているかもしれない事実に向けたり、一面的な「客観性」理解を問題化するために、いかなる態度や思考が必要なのだろうか？

パネリストの方々への質問

■ 阿部浩己先生

- 「日本で、日本語で難民研究をおこなうことの展望」(「序論」3頁)
- 欧米諸国のrefugee観・・・「災難を逃れる・避難する」
⇔ 日本語の「難民」・・・「災難にぶつかる、遭遇する」
- 「国外への避難」は、難民の定義に必ずしも必要ない？
:「国内保護可能性(IPA)」の問題性(阿部2019)とあわせて

■ 塩原良和先生

- 「価値観の違い」ではなく「リアリティの違い」
- 「リアリティの違い」を乗り越えるために何が必要か？
- 「越境的想像力」:「[他者についての]知識を活用しながら自らの共感の限界や制限を押し広げて他者／社会を理解しようとする努力」(塩原2017)
⇒ 他者について知ることは、自己理解の更新ともセットになっている？
どのような知(経験的知・身体的知)が自己理解の変化につながるか？

【参考文献】

- Miller, D., *National Responsibility and Global Justice*, Oxford University Press, 2007.
(富沢克、伊藤恭彦、長谷川一年、施光恒、竹島博之訳『国際正義とは何か——グローバル化とネーションとしての責任』、風行社、2011年)
- Miller, D., *Strangers in Our Midst: The Political Philosophy of Immigration*, Harvard University Press, 2016.
- Nussbaum, M. C., *Hiding from Humanity: Disgust, Shame, and the Law*, Princeton University Press, 2004. (河野哲也監訳『感情と法——現代アメリカ社会の政治的リベラリズム』、慶應義塾大学出版会、2010年)
- Parekh, S., “Reframing the Refugee Crisis: From Rescue to Interconnection,” *Ethics & Global Politics*, 13:1, 2020.
- Singer, P., *Practical Ethics*, Cambridge University Press, 1980. (ピーター・シンガー『実践の倫理』、山内友三郎・塚崎智監訳、昭和堂、1999年)
- Young, I. M., *Responsibility for Justice*, Oxford University Press, 2011. (岡野八代・池田直子訳『正義への責任』、岩波書店、2014年)
- 阿部浩己「難民認定における「国内保護可能性(IPA)」」、『法学雑誌』第65巻、第3・4号、2019年所収。
- 小坂田裕子・北村泰三・村上正直・安藤由香里「国際人権法から入管収容を考える」、『法律時報』第92巻第2号、2020年所収。
- 小手川正二郎『現実を解きほぐすための哲学』、トランスビュー、2020年。
- 塩原良和「越境的想像力に向けて」、塩原良和・稲津秀樹編著『社会的分断を越境する——他者と出会いなおす想像力』、青弓社、2017年所収。
- 錦田愛子「難民研究における人類学的アプローチの効用——スウェーデンとドイツのアラブ系移民／難民研究の事例から」、『難民研究ジャーナル』第10号、2020年所収。